

令和3年4月13日

保護者のみなさまへ

湯浅町立湯浅小学校
校長 西端 万博

放課後の運動場の利用について

陽春の候、皆様方には益々ご健勝のことと存じます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件について、昨年度に引き続き、放課後に子供たちが運動場を利用できることといたします。ただし、学校施設の管理上、以下のことを守ってください。

- ・放課後に運動場で遊べるのは、以下の時間です。
4月～10月・・・午後4時30分まで
11月～ 3月・・・午後4時まで
 - ・自転車で来た場合は、正門（校舎南側）から入り、西側の駐輪場にとめておいてください。
 - ・お菓子やジュースは持ち込めません。飲んだり食べたりするのも禁止です。
 - ・硬いボールやバットなどを使ってのボール遊びはできません。
 - ・校舎内には断りなく入れません。忘れ物を取りに行くなど校舎へ入りたいたときは、職員に声をかけて取りに行き、帰る時も声をかけてください。
 - ・土曜日・日曜日・祝日等で学校が休みの日は、教育委員会等により東側の門を開閉してくれますので、中に入って遊ぶことができます。運動場入口のフェンスに掲示しているきまりをよく読み、マナーを守って遊んでください。
 - ・新型コロナウイルス感染症対策のため、遊ぶ際は、手洗いや必要に応じてマスクの着用、他の人と密接になることを避けるなど、感染症の対策をしたうえで利用してください。
- *運動場を貸し出している場合や、芝生の管理のため芝を刈ったり肥料をまいたりする作業をしている時は、入れません。
- *今後の状況の変化により、遊具の使用や運動場の利用を休止することもありますので、ご了承ください。

じどう 児童のみなさんへ

どこで遊ぶ場合でも、必ず、家の人に「だれと」「どこで」「何時まで」遊ぶのかを言ってから出かけるようにしましょう。また、暗くなるまで遊んだり、人通りの少ないところに子供たちだけで行ったりするのはやめましょう。

